

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第5回) 議事要旨

令和7年5月20日(火)

午後3時25分から午後4時48分まで
於 小会議室

(総務局長)

各委員におかれては、御多忙な中、本会合に御出席いただき感謝申し上げます。前回の会合に引き続き、委員の皆様方には、裁判所の行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

(各委員)

座長の梶木委員が進行することに異議なし。

(座長)

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の調査が進行中であるところ、調査の進捗状況について庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

調査の進捗状況については、令和4年から行っていた裁判所ウェブサイトに掲載されている平成28年中までの全ての大法廷判決・決定についての調査及びその分析が終了した。ついては、その調査結果について資料3「調査結果の概要」に基づいて御説明する。

なお、同資料の数字については、現在、精査中であるため、飽くまで現時点でのものであり、最終的には若干変わりうる前提であることに御留意願いたい。

最終的に調査の対象となった裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定は、民事255件、刑事600件の合計855件となった。このうち、1つでも相違が見つかった判決等は約536件、割合としては約63%という結果である。

この調査によって判明した相違数の合計は、延べ約2570箇所であり、その内訳は、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が約51%、①「句読点・記号の相違」が約26%。これらに形式面の相違(②「条文の相違」(約1%)、③「人名の相違」(約4%)及び④「年月日、事件番号、引用文献等の頁数その他の形式面の相違」(約4%))を加えると約86%に上る。なお、民事事件と刑事事件のいずれについても、相違内訳の傾向はほぼ

一致している。そして、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」に該当する相違は発見されなかった。

次に、民事、刑事の分野ごとに、年代別で相違を分析したところ、両分野とも、昭和23年から同27年の最も古い年代における相違が顕著に多いという結果になった。

民事事件は、上記期間における相違が全体の約30%であり、これを含めた昭和23年から昭和42年までの期間における相違が約80%を占め、刑事事件でも、最も古い年代である昭和23年から昭和27年までの期間における相違が全体の約53%、これを含めた昭和23年から昭和42年までの期間における相違が約90%を占めている。

昭和43年以降の時期における相違はそれ以前と比較して格段に少なく、その内容も明らかな誤記等が中心で、特に、横書き判決となった平成13年以降は、刑事分野では人名の明らかな誤記1件を除き相違は発見されず、民事分野でも、判決の意味を理解しやすくする又はより正確にするためと思われる修正2箇所のほか、明らかな誤字・脱字が計2箇所発見されたのみである。この前者の修正2箇所とは、原本では「農地法（以下「法」）」と記載されているところ、裁判所ウェブサイトでは「農地法（平成12年法律第143号による改正前のもの。以下「法」）」との記載になっている箇所などを指す。また、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」に該当する相違は、昭和49年以降発見されていない。

(座長)

庶務からの説明によると、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」に該当する相違は発見されなかったということだが、具体的にどういう事例において①から⑨の分類を行ったのか、補足して説明をお願いしたい。

(第二課長)

相違種別の分類について、補足して御説明する。

第4回会合においても御議論いただいた資料3の1ページに記載の分類フローに沿って、判明した相違について分類しており、①から④の類型は、形式的に該当したものを分類している。

⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」とは、「除去せられざる」が「除去せらざる」（昭和23年(オ)第9号同年9月24日判決）となっている場合や「黙秘権等」が「黙祖権等」（昭和25年(あ)第1596号同28年6月10日判決）になっている場合などが該当すると整理した。そのほか、原本の明らかな誤りを裁判所ウェブサイト掲載の際に修正したと思われる場合も、

これに含めた。

⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」とは、「特異な性質」が「特異の性質」（昭和27年(あ)第2868号同28年7月22日判決）や、「本件についての反対」が「本件について反対」（昭和27年(あ)第1676号同29年11月10日判決）など、助詞などが異なっておりニュアンスが変わるものの、全体としての意味は変わらない場合などが該当すると整理した。漢字を平仮名で記載したり、カタカナを平仮名で記載したりしている場合も、大意は変わらないことから⑥に該当すると整理した。

⑦「文脈から推知可能な相違」とは、「国会優位」が「国家優位」（昭和30年(オ)第96号同35年6月8日判決）などのように、それ自体は単語又は文章として成り立ち得ると考えられるものの、この判決でいえば、立法部の専断等に対して行政部がこれを抑制するために総選挙を通じて国民の判定に訴えることが必ずしも国会優位を損なうものではないという文脈であり、「国会」が正しいことは分かる、などのように前後の文脈から元の単語又は文章が推知できる場合などが該当すると整理した。

⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」とは、⑦の類型と異なり、例えば一部単語や文章が脱落してしまっていることにより、前後の文脈からしても元の単語又は文章が推知できないが、判決の意味内容に大きな影響はない類型である。この類型に該当するか否かは重大な誤りに分類されうる⑨との分水嶺となるため、全11箇所について御説明する。

1箇所目は、原本では「同一ナルコトヲ証明スルダケデ、被告人ニ於テ右液体ガメタノールデアツタコト乃至メタノールトメチルアルコールガ同一デアルコトヲ認識」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「同一ナルコトヲ認識」と記載されている箇所である（昭和23年(れ)第202号同年7月14日判決）。これは、上告趣意書の弁護人の主張部分であり、被告人が「メチルアルコール」について、「メタノール」と同一であると認識していなかったとして故意を争う部分であるが、直後に「メチルアルコール」が法律上所持・譲渡を禁じられている「メタノール」と同一のものであることを知らなかったとしても、それは単なる法律上の不知にすぎず、犯意があったものと認めることを妨げない旨判示されており、判断対象は明らかで、判決の意味内容に違いは生じないと整理した。

2箇所目は、原本では「退官に付署名捺印」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「差支に付署名捺印」と記載されている箇所である（昭和23年(れ)第202号同年7月14日判決）。これは、裁判官が署名捺印できない理由

の付記について、表現が変更されているが、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

3箇所目は、原本では「当選者となるかその他の候補者が当選者となるかは不明」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「当選者となるかは不明」と記載されている箇所である（昭和23年（オ）第9号同年9月24日判決）。これは、最大得票者が選挙に参加しなかった場合に、第二位の者が当選者となるか、その他の候補者が当選者となるかは不明という文脈であり、「その他の候補者が当選者となるか」が脱落しているが、この部分がなくても文意が通じるため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

4箇所目は、原本では「第二図」と記載されているが、裁判所ウェブサイトではその記載が脱落している箇所である（昭和25年（あ）第292号同年10月11日判決）。これは、少数意見の中で図に示して説明するとして、図に言及するものであるが、文章で図の内容について説明しており、末尾に図も添付されていることから、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

5箇所目は、原本では「日本国内で日本国民として」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「日本国民として」と記載されている箇所である（昭和27年（マ）第79号同年7月30日判決）。これは、戦犯者の刑の執行が日本国内に委ねられた要件の一つとして、平和条約発効の直前まで日本において拘禁されていることが挙げられており、この当てはめ部分であるが、スガモプリーズに拘禁されていたとの記載もあり、「日本国内で」がなくても文意は変わらないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

6箇所目は、原本では「被告訴訟代理人は主文同旨の判決を求め別添答弁書中の理由記載のとおり述べた。」と記載されているが、裁判所ウェブサイトではその記載が脱落している箇所である（昭和27年（マ）第23号同年10月8日判決）。これは、被告が訴え却下の判決を求めた部分であるが、同記載部分がなくても、内容には影響がないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

7箇所目は、原本では「裁判長裁判官田中耕太郎」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「当裁判所裁判官全員」と記載されている箇所である（昭和30年（す）第209号同年12月23日決定）。これは、忌避対象の裁判官が裁判長だけであるのに、裁判官全員とされており、併せて、裁判体の構成にも違いがあるが、判旨の内容には影響がないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

8箇所目は、原本では「三七条等）」と記載され、裁判所ウェブサイトでは

は「三七条）」と記載されている箇所である（昭和30年（あ）第1984号同32年2月15日決定）。これは、少数意見の中で、刑事事件における第1審の事実審理を保障している憲法の条規（31条、37条等）に触れている部分であり、実際の判決書では「等」があることによって31条、37条以外にも保障する規定があることが示唆されているものの、主だった規定はいずれも挙げられていることから、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

9箇所目は、原本では「過失では到底済まされないものがあるのであり、問題の取上げ方、証拠の扱い方、判決の表現自体に、隠しても隠しおうせぬ悪意と詐術」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「過失で悪意と詐術」と記載されている箇所である（昭和29年（あ）第1671号同34年8月10日判決）。これは、少数意見の中で、憲法76条3項の「良心に従」った裁判ではないとの上告論旨に回答するために、その一部を要約した点の一部が欠落しているものである。もっとも、所論のような偏見、予断を抱き所論のような悪意と詐術をもって審理かつ判断した事跡は微塵も認められないとしており、少数意見の判断対象及び判断内容は明確であることから、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

10箇所目は、原本では「良心に従つて為された裁判というには程遠い」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「良心に従つて為された裁判ならず、斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従つて為された裁判というには程遠い」と記載されている箇所である（昭和29年（あ）第1671号同34年8月10日判決）。これは、少数意見の所論の要約部分の記載が重複しているが（「斯くの如きは人類の良心に挑戦するものであつて、正に憲法七六条三項にいわゆる良心に従つて為された裁判」という直前の表現が続いてしまっている。）、重複は明らかであることから、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

11箇所目は、原本では「九〇センチの狭い急勾配」と記載され、裁判所ウェブサイトでは「九〇センチの急勾配」と記載されている箇所である（昭和43年（あ）第837号同48年4月25日判決）。これは、少数意見の説示の一部分であるが、「狭い」が脱落しても、判旨の内容には影響がないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

（座長）

報道機関から指摘された14件の大法廷判決の調査やサンプル調査においては、判例集の記載についても調査をしていたが、判例集の相違に関して、庶務から説明することはあるか。

(第二課長)

先述のとおり、裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の全件調査では資料3の1ページにある分類フローに従って相違を分類したが、この分類は報道機関から指摘された14件の大法廷判決の調査やサンプル調査時の分類とは少し異なっているため、これらの調査の対象となった大法廷判決又は決定のうち、判例集と対照したものについては、改めて資料3の1ページ記載のフローに従った相違の分類をし直した(以下「判例集の補充調査」という。)

判例集の補充調査の結果は、裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の全件調査の傾向と大きな相違はなく、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」や①「句読点・記号の相違」が占める割合が多く、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」や⑦「文脈から推知可能な相違」、⑧「文脈から推知不可だが、意味内容に大きな影響がない相違」も少数ながら存在した。しかし、⑨「文脈から推知できず、全体の意味内容に大きな影響をもたらす相違」は発見されなかった。

また、年代別で見ると、昭和55年以降は、①「句読点・記号の相違」が2件、⑤「明らかな誤字・脱字など明白な誤り」が1件、⑥「ニュアンスは変わるが大意は変わらない相違」が1件見つかった以外は相違は発見されなかった。

判例集の補充調査の結果、⑧に分類された事例については、⑨との分水嶺ともなるため、補足して御説明する。

1箇所目は、死刑の合憲性について判断した判決(昭和22年(れ)第119号同23年3月12日大法廷判決)において、「辯護人の主張するように、果して刑法死刑の規定は、憲法違反として効力を有しないものであろうか。」との問題提起を受けた部分である。最初に「まず、憲法第十三条においては、すべて国民は個人として尊重せられ、生命に対する国民の権利については、立法その他の國政の上で最大の尊重を必要とする旨を規定している。」との文章が来て、それに続けて、原本では「しかし、同時に同条においては、公共の福祉に反しない限りという厳格な枠をはめているから、もし公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然豫想しているものといわねばならぬ。」と記載されているところが、判例集では、「しかし、同時に同条においては、公共の福祉という基本的原則に反する場合には、生命に対する国民の権利といえども立法上制限乃至剥奪されることを当然豫想しているものといわねばならぬ。」として、前半の一部が抜けているという事例で

ある。これを分析すると、本判決は、憲法が死刑の存置を想定し、是認していることを述べるための理由のひとつとして憲法13条に触れているところ、その部分が更に前半の理由と後半の結論に分かれており、本件では、前半の理由の一部が抜けることにより、理由付けの論理に精密さを欠くことになってはいるものの、これにより判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

2箇所目は、原本では「新憲法の条規に反する場合を」と記載されているところが、判例集では「新憲法の場合を」との記載になっている事例である（昭和25年（れ）第723号同27年12月24日大法廷判決）。これは、日本国憲法施行前に制定された命令である本件施行規則について、新憲法施行後は効力がないことを多数意見が示したのに対し、少数意見（反対意見）において、「憲法九八条一項は旧憲法時代の法律、命令等の内容、実質が新憲法の条規に反する場合はその効力を有しないことを規定したにとどまり」に続き、「形式」が新憲法に違反する場合を含まないと述べて、本件施行規則が有効である旨述べる文脈である。「条規に反する」がなくても、前後の「内容、実質」と「形式」の対比から、意味を理解することが可能であるため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

3箇所目は、原本では「検察官橋本乾三関與」と記載されているところが、判例集ではその記載が脱落している事例である（昭和22年（れ）第119号同23年3月12日大法廷判決）。これは、公判期日に出席した検察官の官・氏名が記載されていないが、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。なお、これと同様の例が、ほかに5箇所あった（昭和34年（あ）第710号同年12月16日大法廷判決、昭和32年（あ）第2247号同36年7月19日大法廷判決、昭和31年（あ）第2973号同38年5月22日大法廷判決、昭和45年（あ）第1310号同48年4月4日大法廷判決、昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決）。

4箇所目は、原本では「所論の摘示する検事の聴取書」と記載されているところが、判例集では「所論の摘示する聴取書」との記載になっている事例である（昭和26年（れ）第2518号同30年4月6日大法廷判決）。これは、所論の摘示する「聴取書」が、「検事の」聴取書であることは、これに先立って記載された弁護人の所論の内容から分かるため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

5箇所目は、原本では「個人的にも社会的にも変化を生ずる」と記載されているところが、判例集では「個人的にも変化を生ずる」との記載になっている事例である（昭和28年（あ）第1713号同32年3月13日大法廷

判決)。こちらは、少数意見の中において、性に関する考え方等が社会の変動に連れて変化することを述べる部分であり、「社会的にも」がなくとも大きく文意は変わらないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

6箇所目は、原本では「直接口頭審理主義の意義もここにある」と記載されているところが、判例集では「直接口頭審理主義もここにある」との記載になっている事例である（昭和28年（あ）第1713号同32年3月13日大法廷判決）。これは、少数意見の中において、原審の量刑を定めるための手続に違法があると述べる部分で、直接口頭審理主義の意義を述べる部分であるが、「直接口頭審理主義」だけでは意味が通らず、その意義を述べていることは文脈上分かるため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

7箇所目は、原本では「占有権、使用権を」と記載されているところが、判例集では「占有権を」との記載になっている事例である（昭和30年（あ）第2961号同37年11月28日大法廷判決）。これは、少数意見において、被告人に対する没収の言渡しの効果について法的に分析する箇所であり、前後いずれにも「占有権、使用権」の文言が用いられていることから、「占有権、使用権」が正しいことが分かるため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

8箇所目は、原本では「個人の尊厳の自覚のもとに」と記載されているところが、判例集では「個人の尊厳のもとに」との記載になっている事例である（昭和45年（あ）第1310号同48年4月4日大法廷判決）。これは、少数意見中の記載であり、「自覚の」の有無によって意味内容に大きな違いは生じないため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

9箇所目は、原本では「秘匿等」と記載されているところが、判例集では「秘匿」との記載になっている事例である（昭和43年（才）第932号同48年12月12日大法廷判決）。これは、「秘匿ないし虚偽の申告」の略記につき、「秘匿等」を「秘匿」としたものであるが、判旨への影響は小さいため、判決の意味内容に大きな影響はないと整理した。

10箇所目は、原本では「学力調査の実施を」と記載されているところが、判例集では「学力調査を」との記載になっている事例である（昭和44年（あ）第1275号同51年5月21日大法廷判決）。これは、少数意見の中で、「事実上学力調査の実施を不可能ならしめることをも含む」とすべきところ、「学力調査を不可能ならしめる」として「の実施」を記載しなかったものであるが、判旨への影響は小さいため、判決の意味内容に大きな影響はな

いと整理した。

(座長)

庶務の報告によると、裁判所ウェブサイトも判例集も古い年代に誤りが集中していることや、判例集の方が、早い時期に相違の数が減ったように思われるということであるが、庶務においてその理由をどのように考えているか。

(第二課長)

特に古い年代の判決等に相違が集中していることについては、判決書原本の体裁が影響している可能性があるのではないかと考えている。

裁判所の判決書原本の体裁について、今回の調査により、昭和23年頃には縦書き、かつ手書きで作成されていたことが判明しており、その後、昭和30年頃には、縦書き、かつタイプライター等の活字により作成されるようになったこと、平成13年1月頃からは、現在と同様の横書き、かつ活字で作成されるようになったことが判明した。

このように古い年代の判決書原本の体裁が、縦書き、かつ手書きであることや、現在ほど写しを作成することが容易ではなかったことなどが影響している可能性があると考えられる。

次に、過去における裁判所ウェブサイトへの判例等の掲載過程も影響している可能性があると考えている。

裁判所ウェブサイトの運用状況やその際の事務フローに関する客観的な資料は残っていなかったものの、関係者へのヒアリング結果によれば、裁判所ウェブサイトは平成9年5月に開設され、当時の最新の最高裁判所判例・決定について最大100件公開するようになり、その後、平成13年6月から判例集掲載の裁判例を掲載するようになり、これに合わせて平成11年3月以前の判決等のデータについては、ある時期にまとめて外部の業者に委託して作成し、同年4月以降の判決等のデータは最高裁内において作成していたことなどが推測される。

この外部に委託した平成11年3月以前の判決等のデータは、活字のものが多かったと考えられるが、いずれも縦書きであったため、まさに今回の調査でも断念したように手書きや縦書きの判決書をスキャンして文字データ化する精度は高くなかったといえ、このデータ化の作業過程において大部分の相違が生じた可能性があると考えられる。このことは、明らかな誤字・脱字や句読点・記号の相違が大多数を占めていることとも整合していると考えている。

また、判例集については、裁判所ウェブサイトの掲載とは異なり外部の業者によるデータ化の作業を利用していなかったことから、裁判所ウェブサイ

トよりも早い時期に実質的な相違が見られなくなった可能性があると考えている。

(座長)

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の調査や判例集の補充調査について御質問や結果についての評価・御意見などあるか。

(各委員)

(質問や結果についての評価・意見は出なかった。)

(座長)

報告書の作成に関して、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

現在、報告書を作成しているところであり、本日は、委員の皆様から報告書に記載すべき内容等について御意見をうかがいたい。

(座長)

各委員から御意見があれば伺いたいと思うが、報告書の内容に関する議論については、報告書の作成過程に関わるため、議事要旨には残さない扱いとしたいが、いかがか。

(各委員)

議事要旨に残さない扱いとすることに異議なし。

(各委員)

(報告書案について議論を行った。)

(座長)

今後の進行等につき、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

本日、御議論いただきました内容を踏まえ、次回会合までに、これまで行った各調査に関する報告書をまとめたいと考えている。

次回会合においては、これまでの調査の結果なども踏まえて、今後の調査の在り方についても御意見を頂戴できればと思っている。

(座長)

それでは、第5回の会合を終了する。